

函館市国際水産・海洋都市推進室設置要綱

(設置)

第1条 函館国際水産・海洋都市構想を推進するため、企画部に函館市国際水産・海洋都市推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進室は、函館国際水産・海洋都市構想の推進に関する事務を所掌する。

(職員)

第3条 推進室に室長、室次長、主査その他の職員を置く。

2 室長は、企画部次長をもって充てる。

3 室次長は、企画部水産海洋・高等教育担当課長をもって充てる。

4 主査は、企画部企画管理課主査のうちから市長が指定する者をもって充てる。

5 係員は、企画部企画管理課係員のうちから市長が指定する者をもって充てる。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。